

静岡県中小企業者等物価高騰 緊急対策事業費補助金



コロナ禍における、物価高騰の影響を受ける中小企業者等の事業継続を支援するため、価格転嫁やコスト削減の取組に対し助成します。

支援対象

物価高騰の影響を受ける県内中小企業・小規模事業者
(農林水産業者・フリーランス・企業組合等も含む)

※中小企業支援法第2条第1項第1号～第4号に規定された事業者が対象。

補助額

最大 **50万円** (対象経費の**2/3**を補助)

対象経費

次のいずれかの物価高騰対策の取組に要する経費

(1) 価格転嫁に関すること

(2) コスト削減に関すること

詳細は裏面へ

注意事項

- ・令和4年4月以降に行われた活動の経費であること
- ・令和5年1月末までに対象経費の支出が完了すること

※他の補助金を受給している事業者においても、対象経費が異なれば、補助金の受給が可能です

申請方法

原則オンライン申請 (11月28日午前10時より入力可能)

申請期間

令和4年11月28日(月)～令和4年12月23日(金)

◎予算の都合により、締め切り前に受付を終了する場合があります。

お問合せ

中小企業者等物価高騰対策補助金事務局

電話番号：0570-055-023

午前9時～午後5時 (土日・祝日を除く)

ホームページ：<https://shizuoka-hojokin.jp>



対象経費とは？

(1)(2)のいずれかの取組にかかる以下の経費

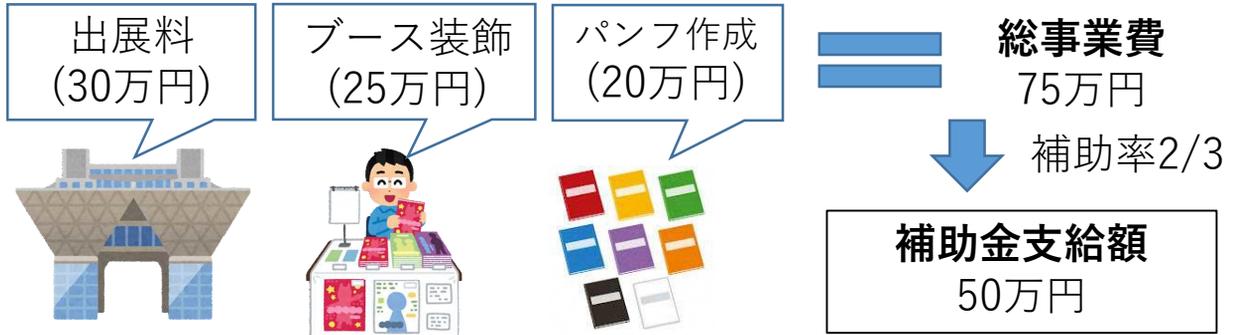
経費	使用例
機械装置等導入費	PC、タブレット類及びその付属備品、会計ソフト等システム導入、エアコン等省エネ機器 など
広報費	パンフレット、チラシ、ポスター等の印刷物及びホームページ作成 など
展示会等出展費	出展料、ブース装飾費 など
外注工事費	断熱工事、断熱塗装 など

モデル例

(1) 価格転嫁に関すること

○直接的な値上げ交渉が難しく、他の方法で価格転嫁対策を行う取組

【例】 新たな販路開拓 【顧客開拓に向けた展示会への参加】



(2) コスト削減に関すること

○製造・販売方法等の業務効率化や省エネ対応機器の導入により、コスト削減を行う取組

【例】 業務効率化 【帳簿の電子化(インボイス制度対応)】

